



発行：京一旭町会
会長 渡辺 伸一
編集：京一旭町会 広報担当

新型コロナウイルスによる感染症対策のため、今年度の京一旭町会定期総会は書面での開催とさせていただきます。本欄に掲載いたしました議案をご確認いただき、賛同できない場合は4月26日までに、近くの役員にお申し出ください。
(裏面97号に続く)

京一旭町会ホームページ <http://kyoichiasahi.jp/>

京一旭町会規約(改正案)

第1章 総 則

京一旭町会
書面総会議案

【現行】

第3条 本会の事務所は町会長宅に置く。

【改正】

第3条 本会の事務所は京一旭町会会館(墨田区京島1丁目22番8号)に置く。

【現行】

第5条

1. 総務部

(2防犯部・3交通部・4環境衛生部・5防火部・6青年部・7女性部)

8. みまもり隊

【改正】

第5条

1. 総務部

(2防犯部・3交通部・4環境衛生部・5防火部・6青年部)

7. 女性部

8. 会館管理部 京一旭町会会館の維持管理及び運営に関する事業

9. みまもり隊

第6章 附 則

【現行】

第22条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第23条 本規約は平成28年7月10日よりこれを施行する。

【改正】

第22条 京一旭町会会館の運営規定を定め、役員を置き会館の維持管理及び運営にあたる。

第23条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第24条 本規約は平成28年7月10日よりこれを施行する。

本会の設立初年度の会計年度は、第10条に関わらず設立総会日から平成29年3月31日までとする。

また、事業計画及び予算は設立総会の定めるところによる。

【追加】

改定

令和2年4月19日の総会に於いて、第1章第3条の事務所を変更することに伴い、第6章第22条に会館運営規定等を定め、第22条及び第23条を繰り下げ。

また、第2章第5条8項に会館管理部を定め、8項みまもり隊を繰り下げ。



発行：京一旭町会
会長 渡辺 伸一
編集：京一旭町会 広報担当

(96号より) 会員の皆さまより、お申し出のない場合は総会議案に賛成として集計させていただき、採決に反映させていただきます。

また、ご質問・ご意見もお寄せください。

※活動報告などは、紙面の都合で簡略掲載しております。
本議案が必要な方は、町会役員にお申し出ください。

京一旭町会ホームページ <http://kyoichiasahi.jp/>

令和1・2年度 事業部事業・活動報告及び計画(案)

(R1=)内は令和元年度活動報告概要

- 【総務部】 ① 町会各種会議開催 (R1=新入生祝・監査会・定期総会・役員会実施)
- 《広報担当》 ① 年4回 町会機関紙“旭だより”発行 (R1=年間4回発行)
② 毎月1回 京一旭町会ホームページ更新 (R1=毎月1回更新)
- 【防犯部】 ① 全国地域安全運動町内パトロール (R=11月13日実施)
② 年末夜警 (R1=12月25~28日実施)
- 【交通部】 ① 春の全国交通安全運動 (R1=5月11~20日実施)
② 秋の全国交通安全運動 (R1=9月21~30日実施)
- 【環境衛生部】 ① すみだ区一斉クリーンキャンペーン (R1=5月19日実施)
② 町会主催秋のクリーンキャンペーン (R1=中止)
③ 年末不法投棄パトロール (R1=歳末に実施)
- 【防火部】 ① 京一旭町会防災訓練 (R1=10月27日実施)
② 曳舟小学校地域防災拠点会議防災訓練 (R1=2月16日実施)
③ 防災コンテスト50参加(会員参加状況による) (R1=不参加)
④ 町内防災マップ作成
- 【青年部】 ① 納涼盆踊り大会 (R1=8月24~25日実施)
② 餅つき大会 (R1=12月8日実施)
- 【女性部】 ① さつま芋植え付け (R1=4月6日実施)
② 敬老祝い (R1=9月16日実施)
③ 餅つき大会 (R1=12月8日実施)
- 《みまもり隊》 ① 町会行事に伴って随時みまもり活動実施 (R1=カレーライス試食会等)
② 盆踊り大会観客席に要援護者(車椅子)コーナーを設けたい
- 《協力隊》 ① 町会行事参加依頼 (R1=防災訓練・盆踊り大会・餅つき大会等)

